

質問第八四号

陸上自衛隊オスプレイの配備先に関する第三回質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成三十年四月二十六日

青 木 愛

参議院議長 伊達忠一殿

O

O

陸上自衛隊オスプレイの配備先に関する第三回質問主意書

平成三十年四月十三日に提出した「陸上自衛隊オスプレイの配備先に関する再質問主意書」(第百九十六回国会質問第七三号)に対する答弁(内閣参質一九六第七三号)において政府は、「防衛省としては、垂直離着陸機V二二オスプレイの導入に際しての一時的な処置については、様々な選択肢を検討しているところであり、お尋ねの「いつ、誰が、どのような手続を経て決定するのか」も含め、現時点では何ら決定していない」とした。

そのことについて、以下質問する。

一 防衛省が「V二二オスプレイの導入に際しての一時的な処置」を検討する法的根拠は何か。

二 防衛省において「V二二オスプレイの導入に際しての一時的な処置」を検討している担当部署はどこか。

三 防衛省が検討している「V二二オスプレイの導入に際しての一時的な処置」に係る「様々な選択肢」とは何か。

四 前記三について「様々な選択肢」を答弁できない場合、その理由は何か。

五 「V二二オスプレイの導入に際しての一時的な処置」を政府が決定するまで、その検討経過を国民に対して示せない法的根拠は何か。

右質問する。

○

○